

# 派遣料金の仕組みについてご説明します

## 「マージン率など情報提供」

派遣料金については、派遣会社により多少の違いはありますが、概ね下の図のような内訳になっています。

一番多くを占めるのが派遣スタッフの給与です。次いで、派遣会社が派遣スタッフの雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料となります（注1）。

また、派遣スタッフが有給休暇を取得する際に、休暇期間については派遣先に対する料金請求はできませんが、派遣会社としては、派遣スタッフの雇用主として賃金の支払が生じるため、その引当分としての費用が含まれています。

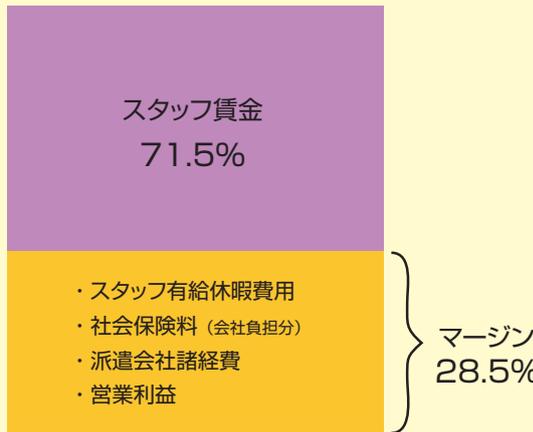
なお、派遣先の倒産や料金不払いにより派遣料金が回収されない場合でも、派遣会社は派遣スタッフに対して賃金を支払う義務を負っています。

その他、派遣会社の営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィス・登録センター賃借料、募集費用等をはじめとする諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残りが派遣会社の営業利益（注2）となります。

### 派遣料金の内訳

株式会社シティスタッフ  
郡山営業所

2024年6月現在



シスタちゃん

- 派遣労働者数 105人
- 派遣先事業所数 83社
- 労働者派遣に関する料金額の平均額 14,536円（1日8時間あたり）
- 派遣労働者の賃金額の平均日額 10,392円（1日8時間あたり）
- 教育訓練に関する事項（実績）

訓練職種	対象となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
配置前基礎研修 学校マナー・教授訓練等	雇入時	OFF-JT	無償	有給
作業技能スキルアップ研修 ALT教授技能スキルアップ研修	派遣中	OJT	無償	有給
ワークスタイル多様化研修				
直接雇用研修				
資格取得				

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 [soudan@citystaff.co.jp](mailto:soudan@citystaff.co.jp) 電話番号 0743-55-0504

（注）直近の「6月1日現在の状況報告」並びに「事業報告書」参照

- 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別  
労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和7年3月31日）  
・協定労働者の範囲（全派遣労働者）

注1 所得税や社会労働保険料の個人負担分等については、派遣会社が派遣スタッフの皆様へ代わって国や自治体に納付するため、皆様にはそれらを差し引いた金額を給与としてお支払いします。

注2 上記の営業利益を含む各割合は、派遣事業にかかる部分のみの割合となっており、弊社の行うその他の事業分は含まれておりません。